

鹿児島県立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

鹿児島県立図書館及び鹿児島県立奄美図書館（以下「図書館」という。）の雑誌を民間事業者等の広告媒体として提供することにより、図書館資料の充実を行い、図書館利用者へのサービス向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館の書架に並べます。提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、裏面には広告を表示することができます。なお、雑誌の調達は図書館が行います。

また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

(1) 雑誌スポンサーが、「鹿児島県広告事業実施要綱」第3条第2項及び第3項に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としません。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

(2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「鹿児島県広告事業実施要綱」第3条及び「鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準」第2各号に該当するものは、対象としません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から選定していただきます。

5 広告の規格・表示方法

(1) 雑誌への広告については以下のとおりです。

ア 提供雑誌の最新号カバー表面は、雑誌スポンサー名の表示とします。

大きさ 縦4cm、横13cm以内

貼付位置 最新号カバー底辺から4cm以上上部の中央

イ 最新号カバーの裏面に広告を1枚挿入できます。広告は片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサーが作成・印刷してください。

(2) 館内及びホームページで雑誌スポンサーの名称等を公表します。

(3) 館内に雑誌スポンサーが作成した広告チラシ等を設置し、自由配布することができます。また、館内設置のデジタルサイネージで企業広告を放映することが可能です。

ア 広告チラシは、両面印刷可で概ねA4サイズに収まるものとします。

イ デジタルサイネージの企業広告は、JPEG形式でタテ型A4サイズのデータを最多2枚まで可能とします。

ウ 各広告媒体は、いずれも雑誌スポンサーにおいて作成した成果物を図書館に提

供することとします。なお、広告等の内容は、随時、変更可能とします。

- (4) 広告等の表示及び設置期間は、当該提供雑誌の契約期間内とします。
- (5) 雑誌や広告チラシ等を並べる位置は図書館が決定します。

6 契約の期間

契約の期間は、原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度途中からの場合は、図書館が提出を決定した月の翌月から3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込みの受付

申込みは、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

9 申込み方法

雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、申込みをしたい図書館に持参、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

10 契約

雑誌スポンサーに決定した場合は、覚書（第2号様式）により契約を締結します。

11 提供雑誌購入代金の支払い方法

- (1) 雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金は、納入業者へ直接お支払いください。
- (2) 支払いは一括払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。
- (3) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (4) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

附 則

この要領は、平成26年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月23日から施行する。